

事故・事件にかかる救済制度(概要)

民法709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う
 民法712条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、事故の行為の責任を弁識するに足りる知識を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。
 民法713条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。
 民法714条 1.前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

	人身傷害	物的損害	その他の損害
賠償責任を負う者 無し	<p>①『犯罪被害給付制度』 国内で起きた生命・身体を害する犯罪(過失除く)の被害者に以下の給付金を支給(心神喪失者や未成年の行為で加害者が刑法上罰せられない場合含む) ○死亡の場合(遺族給付金) 2,965万円～320万円※増額検討中 ○重度の障害が残った場合(障害給付金) 障害1～3級 3,9754万円～1,056万円 それ以外 1,270万円 ～ 18万円 ○重傷病になった場合(重傷病給付金) 負傷又は疾病にかかった日から1年間の医療費と休業損害の合算額(上限120万円)</p> <p>※全部又は一部が支給されない場合(2/3支給、1/3支給、不支給の場合有り) ・親族間犯罪(支給しないことが、妥当でない場合除く)※給付対象の拡大を検討中 ・犯罪被害の原因が被害者にも有る場合 ・労災保険等他の公的給付や損害賠償を受けた場合</p> <p>◇仮給付金制度有り ※上限の一部撤廃を検討中</p>		
	<p>②『労災保険』 労働者が業務を原因として被った負傷、疾病又は死亡について、以下の給付金等を支給 ※抜粋 ○死亡の場合(遺族(補償)年金) 遺族の数等に応じ、その方の賃金の153日分～245日分を支給 ○障害が残った場合(障害(補償)年金・一時金) 障害1～7級 313日分～131日分の年金支給 障害8～14級 503日分～56日分の一時金支給 ○傷病になった場合(療養(補償)給付) 労災病院等での療養の給付、療養費用の支給 ○療養開始後1年6ヶ月経過後も傷病が治癒せず、傷病による障害の程度が障害等級に該当する場合(傷病(補償)年金) 障害1～3級 313日～245日分の年金支給 ○障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者で1級の者又は2級(精神・神経)の障害等で、現に介護を受けている者 介護費用を支給(上限104,950円/月)</p>		
		<p>③『自賠償保険』 自動車を運行中に他人に怪我を負わせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償 ○死亡の場合 葬儀費、遺失利益、慰謝料を支給(被害者一人あたり最高3,000万円) ○障害が残った場合 遺失利益、慰謝料等を支給 障害1～14級 最高3,000万円～最高75万円 ※神経・精神等に著しい障害を残して要介護の場合(最高4,000万円) ○傷病になった場合 治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料を支給(被害者一人あたり最高120万円)</p> <p>◇仮渡金の制度あり 死亡 290万円 障害 40万円、20万円、5万円</p>	
		<p>④『国外犯罪被害弔慰金等支給制度』 国外で起きた故意の犯罪行為により、死亡された国民の遺族、障害が残った国民に対し以下を支給 ○死亡(弔慰金) 200万円 ○重傷害 100万円</p>	
有り	<p>⑤『神戸市犯罪被害者等生活資金(一時金)』 国内で起きた生命・身体を害する犯罪(過失除く)の被害者(犯罪時に神戸市在住の者に限る)に以下の給付金を支給(心神喪失者や未成年の行為で加害者が刑法上罰せられない場合含む) ○死亡 30万円 ○重傷病(全治1ヶ月以上) 10万円</p> <p>※全部又は一部が支給されない場合 ・親族間の犯罪 ・犯罪被害の原因が被害者にも有る場合 ・被害者が生活困窮していない場合(預貯金が150万円以上有る等)</p> <p>※関連制度により、生計維持者の死亡等にもなう収入減少等で転居を余儀なくされた場合の転居費用の助成(18万円)や、障害等で生活に支障をきたす場合の家事援助費用の助成、一時保育助成も行っている。</p>		
	<p>○制度間の隙間(既存の制度で救済されない主なケース) ・人身傷害(労働災害や自動車事故等以外)のうち、過失犯の被害、被害の原因が被害者にも有る場合、親族間の犯罪の被害(不支給とすることが社会通念上適切でない場合等は除く)や、軽傷病(全治1ヶ月未満の傷病)の被害 ・物的損害、その他の被害(電車遅延等) ・既存の救済制度の上限を超える被害</p>		
	『個人賠償責任保険』でカバー ○		『個賠保険』△